

大和市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月29日

大和市長 古谷田 力

### 大和市条例第13号

#### 大和市印鑑条例の一部を改正する条例

大和市印鑑条例（昭和51年大和市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 第1項の規定にかかわらず、移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいう。）に同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されている者は、当該移動端末設備に規則で定める暗証番号を入力し、又はこれに代わる認証を行い、これを多機能端末に認証させ、必要事項を入力する方法により印鑑登録の証明書の交付を市長に申請することができる。この場合においては、印鑑登録の証を添えることを要しない。

第17条第3項中「第15条及び」を「第15条第1項及び第2項並びに」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第15条に1項を加える改正規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。